

今後の審議スケジュール（案）

	内容
平成 29 年 2 月 24 日	【優先的に検討すべき論点の検討】 ・「平均的な損害の額」の立証責任（法第 9 条第 1 号） ・条項使用者不利の原則
3 月	【優先的に検討すべき論点の検討】 ・「勧誘」要件の在り方（法第 4 条第 1 項乃至第 4 項） ・不利益事実の不告知（法第 4 条第 2 項） ・困惑類型の追加 ・消費者に対する配慮に努める義務
4 月	事業活動への影響等に関するヒアリング 優先的に検討すべき論点以外の論点の取扱いについての検討